

習志野市企業会計システム更新業務プロポーザル(公募型)実施要領

1. 目的

習志野市における公営企業会計の会計業務及びそれに付随するシステムを導入するにあたり、民間事業者の知識や技術を活用することによる業務の効率化を達成するため、機能や操作性に優れた新たな企業会計システム(以下、「システム」という。)の更新を目的とする。

2. 件名

習志野市企業会計システム更新業務

3. 履行期限

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) システム及びサーバ機器等 | 令和9年8月31日まで |
| (2) データ移行等(その1) | 令和9年8月31日まで |
| (3) データ移行等(その2) | 令和10年9月30日まで |

4. 業務概要

本市水道事業、ガス事業及び下水道事業で使用することとなる企業会計システムの更新及びサーバ機器等の調達並びにシステムの運用に必要なデータの移行等

5. 業務内容

- (1) ソフトウェアの調達
- (2) サーバ機器等の調達
- (3) システム要求定義を満足するソフトウェアのカスタマイズ
- (4) 他システムとのデータ連携用インターフェイスの作成
- (5) 現行システムからのデータ移行及び下水道事業会計のデータ取込み(以下、「データ移行等」という。)
- (6) セキュリティ対策
- (7) システム構築工程管理
- (8) 職員への取扱研修
- (9) システム使用マニュアル・システム運用マニュアルの作成
- (10) その他、本業務に必要な業務

6. 提案上限金額、契約方法及び支払方法

- (1) 次のそれぞれの金額を提案上限金額(税抜き)とする。
 - ① システム、サーバ機器等及びデータ移行等 78,670千円
 - ② 保守費用 1か月あたり 686千円、総額 37,730千円
 - ③ データ抽出費用(抽出プログラム作成及びデータ抽出3回の合計額) 3,600千円

(2) 契約方法

システム及びサーバ機器等、データ移行等(その1)、データ移行等(その2)すべて同一業者と契約するものとする。

また、カスタマイズについては、本選考参加者ごとにその見積価格に大幅な差異が生じることが推測されることから、受注候補者を決定したのちに、必要性、費用及び機能性を勘案し、その実施を決定したうえで契約するものとする。

- ① システム及びサーバ機器等及びデータ移行等＝令和8年度契約
- ② 保守＝令和8年度契約
- ③ データ抽出＝本業務のシステムを更新することとなる際に契約・実施

(3) 支払方法

システム及びサーバ機器等の調達並びにデータ移行等のそれぞれの業務完了後に、業務完了報告書を本市に提出し、本市の確認後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

7. 受託者の公募及び選考方法

- (1) 本市ホームページで公表し、受注者を公募する。
- (2) 受注者の選考は、プロポーザル(公募型)方式によるものとする。

8. 参加資格要件

- (1) 令和8・9年度習志野市入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を本公告の日から契約締結までの間に受けていない者又は受けることが明らかでない者
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受けてから2年を越える者及び本業務の受注候補者決定日前6か月以内に手形、小切手にて不渡りを起こしていない者
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 本市に対して提案する企業会計システムについて、同一のものを導入している団体が、提案書の提出時点で1団体以上あること。
- (6) ISMS(ISO/IEC27001)もしくは、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。ただし、提案内容にクラウドサービスが含まれる場合は、前に掲げるいずれかの認証に加えて、ISMS(ISO/IEC27017)の認証を取得していること。
- (7) その他、共同企業体(JV)で参加する場合は、次の要件を満たすこと
 - ① 共同企業体として参加する場合は、その代表となる企業を定めること
 - ② 共同企業体のすべての構成員が(1)、(2)及び(3)の要件を満たしており、共同企業体又は共同企業体の構成員のいずれかが、(4)及び(5)の要件を満たしていること
 - ③ 共同企業体の構成員は、本業務に係る共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯し

て責任を負うものとする

- ④ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員として本選考に参加することができないものとする

9. 選考予定

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 公告(受注者の公募) | 令和8年6月8日(月) |
| (2) 質疑受付開始 | 公告したときから |
| 終了 | 令和8年6月15日(月)午後4時まで |
| (3) 質疑最終回答 | 令和8年6月22日(月)午後5時まで |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和8年6月29日(月)午後4時まで |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年7月13日(月)午後4時まで |
| (6) 1次審査結果通知 | 令和8年7月22日(水) |
| (7) 2次審査(プレゼンテーション) | 令和8年7月29日(水) または 令和8年7月30日(木) |
| (8) 選考結果公表 | 令和8年8月6日(木)予定 |

10. 質疑受付、書類提出先

郵便番号 275-8666

所 在 千葉県習志野市藤崎一丁目1番13号

電話番号 047-475-3324(直通)

E-mail keiri-k@city.narashino.lg.jp

習志野市 企業局 業務部 経理課(新館3階) 担当:小澤・佐藤

受付時間 午前9時から午後4時まで(土日、祝日を除く)

11. 実施要領及び仕様書に対する質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

質疑は、(様式-1)質問受付票を電子メール(ほかの方法は不可)にて送付し、送信した旨を必ず電話にて連絡すること

(2) 回答方法

すべての参加事業者が閲覧可能とするため、本市ホームページ内の「習志野市企業局」にて公開するものとする。

(3) 質疑の対象

質問に対する回答の内容は、実施要領及び仕様書の細部説明又は補足とし、企画提案に関する質疑、照会、連絡及び相談等は、この要領に定める手続を除くほか、認めないものとする。

12. 参加表明書兼誓約書の提出

本選考に参加しようとする者は、(様式-2)参加表明書兼誓約書を含む以下の書類それぞれ1部を持参により提出をすること。

(1) 全部事項証明書の写し

- (2) 前期決算の財務諸表の写し
- (3) 前期決算の監査報告書の写し
- (4) (様式-3) 受注実績報告書及び自治体名並びに対象会計を記した一覧
- (5) プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明する書類
- (6) 共同企業体として参加しようとする場合は、代表となる企業及び構成員のすべてを示す共同企業体の協定書

13. 企画提案書の提出

参加表明をした者は、企画提案書を含む以下の書類を、以下の順に綴ったもの13部を持参により提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) (様式-4) 価格提案書及び見積内訳書
- (3) 記入済みの機能要求書
- (4) 会社概要を示す書類 (パンフレット等)
- (5) 本業務の実施体制を示す書類
- (6) (様式-5) 従業員数及び担当者報告書
- (7) 本業務を実施するにあたり、方針、内容及び手法等を示す書類
- (8) 実施スケジュールを示す書類
- (9) その他の本業務に関する課題、提案又は特記事項等を示す書類

14. 企画提案書及び価格提案書等を作成するうえの留意点

- (1) 企画提案書は、仕様書を熟読のうえ、作成すること
- (2) 企画提案書の形式は、A4版(一部A3版による折込み可)、縦・横いずれかに統一、ファイル綴じもしくはホチキス留めとすること
- (3) 企画提案書は、正確かつ簡潔なものとし、過大に資料を添付しないこと
- (4) 企画提案書の内容は、すべて本業務における実施事務事項として、事業者が提示し、かつ提案費用内において契約するものであることに留意すること
- (5) 価格提案書の「総額」欄は、システム、サーバ機器等及びデータ移行等の提案上限金額の範囲内とし、保守費用及びデータ抽出費用についても同様に提案上限金額の範囲内とする。
- (6) 企画提案書を提出後に、提案内容及び価格の訂正は認めないものとする
- (7) 企画提案書等の作成経費及び旅費等の必要経費は、すべて参加者の負担によるものとする
- (8) 本市は、必要により追加資料の提出を要求できるものとする
- (9) 本市は、提出された企画提案書を必要な範囲において、複製を作成することができる
- (10) 本市は、情報公開請求があった場合、習志野市情報公開条例に基づき対応するものとする

15. 業務に要する費用

価格の積算にあたり、本市に提出する成果品の作成、印刷及び製本等の費用を含むものとする。

16. 提出資料の返却

本市は、この業務の提案等のため提出された資料等を返却しないものとする。

17. 受注候補者の選考方法

(1) 1次審査

- ① 参加資格要件を満たすことを書類により審査する。
- ② 1次審査の結果は、すべての参加者に書面により通知する。

(2) 2次審査

- ① 参加者によるプレゼンテーション、質疑応答を行う。
- ② 各参加者は、準備・片付け10分、プレゼンテーション60分、質疑応答20分、計90分の範囲内で実施する。
- ③ 会場への入室は5人以内とし、プレゼンテーションは、仕様書及び企画提案書の内容を充分把握した者が実施するものとする。
- ④ プレゼンテーションは、参加表明書の提出順に実施するものとする。
- ⑤ プレゼンテーションは、プロジェクターを用いることができる。

また、プロジェクター(エプソン社製 EB-W55)及びスクリーンは本市の備品を使用することができ、その他必要なものは、参加者が持参するものとする。

18. 2次審査の審査基準

(1) 審査項目、配点及び評価基準は次のとおりとする。

審査項目	配点	評価基準
業務実績及び法令、会計	10	水道事業、下水道事業及びガス事業に関する業務実績を有しているか。関係法令、会計基準の知見を有しているか。
業務執行体制	10	業務執行にあたり、計画、実施、保守の体制は優れているか。経験豊富な人材を配置できるか。
機能要求の適合性	35	機能要求書の要求水準をより多く満たしているか。その他の優れた提案があるか。
機能性・操作性	35	機能性・操作性に優れ、業務の効率化を図ることができるか。各種帳票類について、容易に出力できるか、表示が見易いか。
価格	10	パッケージソフトの価格及びカスタマイズ費用の合計、サーバ機器等の価格、導入作業費用、移行等の費用、保守費用、データ抽出費用が安価であるか。
合計	100	

(2) 審査及び選考

①審査は、習志野市企業会計システム業者選定委員会(以下、「委員会」という。)が実施する。

②委員会は、各委員の採点の合計点の高い順に順位付けし、1位の参加者を受注候補者とし、2位の参加者を次点者とする。

ただし、受注候補者及び次点者の決定に際し、それぞれ同点の場合は、審査項目のうち価格以外の合計点が高い者とし、それが同点の場合は、価格が安い者とする。それでも決しない場合は、くじ引きとする。

③参加者が、一の場合であっても、本選考を実施する。

(3) 選考結果の通知

①委員会による受注候補者決定後、選考結果をホームページにおいて公開するとともに、すべての参加者に書面で通知する。

②選考結果に関する異議申立には応じない。

(4) 随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関する手続

①委員会で決定した受注候補者を、本業務に係る随意契約の見積徴収の相手方として、仕様や費用について協議し、協議が整った場合に提案価格以内の価格で契約を締結するものとする。

②受託候補者との協議において双方合意に至らなかった場合及び受託候補者が参加資格を満たさなくなった場合又はその他の理由により契約することができなかった場合は、19. 失格条件に該当しない次点者と交渉するものとする。

19. 失格条件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、委員会の審査のうえ失格となる場合がある。

- (1) 9. に定める企画提案書の提出期限を過ぎた場合
- (2) 13. 及び14. に定める企画提案書の要件を満たさない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) 本市からの照会や協議を拒んだ場合
- (6) その他、委員会において特に不適切と認めた場合

20. その他

- (1) 本業務において使用する言語は、日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 本市は、本選考に係る書類の作成及び提出に係る報酬は支払わない。
- (3) 本選考にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 事故、不正な行為又は本市の事情などにより、委員会が必要と認める場合は、本選考の中止又は延期することがある。
- (5) 本市は、契約締結後において、受注者に本選考手続に不正又は虚偽記載等が認められる場合は、契約を解除できるものとする。

なお、契約解除において生じる受注者の損失について、本市は一切の賠償責任を負わない。

- (6) 参加表明書兼誓約書を提出したのちに、特別な事由により本選考を辞退することとなった場合は、(様式 6)辞退届を遅滞なく提出すること。